口頭弁論メモ

1　国家を作る

人は一人では生きられません。だから家族を作り、小さなムラを作りました。人は長いあいだ、国家のない共同体で暮らしてきました。

その後生まれた国家には君主、つまり王様がいました。力による支配が続きました。革命や、戦争や、多くの争いの末に、私たちは新たな国家を築きました。それがいまのこの国です。

私たちがこの国を作ったのは、力のある人が物事をすべて決めてしまうよりも、私たち皆で作った法で争いを解決するほうがずっとよいと気づいたからです。

私たちは、自ら裁く力を国家に預け、国家の法に服することを受け入れました。その代わりに、法を作る一員であり続けることを約束されたのです。服従しながら、なお自由であること。それが国民主権の意味です。

この約束は一部の人と交わしたものではありません。法に服するすべての人と交わされたものです。法に従う者は、法を作る者でもある。この約束から誰かを切り離せば、国家はその人にただ服従を強いることになります。その人は奴隷です。私たちは、奴隷も王様もいない国家をつくりました。そうやって共に生きると約束したのです。

日本国憲法15条1項は、この約束を「**国民固有の権利**」と書きました。日本政府がまとめた憲法の英文では、この「国民固有の」は **inalienable**、つまり「譲り渡すことのできない」権利だと表現されています。国家が与えたものではないから、国家が取り上げることもまたできないのです。

私たちが国家を作ったとき、誰もが従うべき法を作る力、つまり国家を形作る力だけは、誰にも譲り渡さないと決めたのです。

2　受刑者は法に服している

しかしこう思う人もいるかもしれません。

でも受刑者は法律に違反したではないか、だったら法を作ることができなくなって当然ではないか。

それは違います。彼らが罪を犯したことは事実です。それに対して、国家が用意した答えは刑罰です。彼らは、その刑罰に服しています。国家の法の外にいるのではありません。裁判を受け、その判決の執行を受けて、法に服しています。

刑罰に服して罪を償っている人たちが、いったいどうしてさらに国家にその重要な権利を差し出さなければならないのでしょうか。理由があるとすればそれは、彼らはもはや私たちの仲間ではない、つまりこの国の市民ではない、ということしかありえません。

彼らはもはやこの国の市民ではない。

口に出してみると少し怖い言葉です。私たちが共に生きると決めた時の約束を、この社会の根底にあるはずの合意を、私たち自身が、いともたやすく手放そうとしているからです。そして、八木橋さんや、その背後にいる多くの受刑者の尊厳をひどく傷つける言葉だからです。八木橋さんは今日、この考えに抗うために、ここに来ました。

３　刑務所にいるのはどういう人たちか

さて、その受刑者とは、いったいどういう人たちでしょうか。

ニュースでは凶悪事件の犯人ばかりが報じられています。でも、実際に刑務所にいる人たちの多くは、実はそうではありません。

毎年新しく刑務所に入る人のうち、およそ２割は知的障害のある人です。全体の９割が男性。学歴では中学校卒業と高校中退の人が多くて、この２つで半数を超えています。刑務所にいる人のうち６０歳以上の高齢者は２割以上を占めます。

罪名でもっとも多いのは窃盗。万引きを繰り返す人たちがここに含まれています。次に多いのが覚醒剤取締法違反。薬物をやめられない人たちです。この二つで過半数に達しています。

万引きを繰り返す高齢者。薬をやめられない若者。彼らに十分なお金があったら、頼れる人がいたら、それでも刑務所に来ていたでしょうか。

様々な要因が結びついて引き起こされている犯罪を、すべて本人の選んだことだ、そういって切り捨ててしまうのは、あまりにも物事を単純化しすぎています。この

単純化が時として国家の側の責任逃れに使われることがあるということを、私たちはこの議論の前提にしなければなりません。

４　刑事裁判は市民を選ぶように設計されていない

ここで、日本の選挙権制限について、お話しします。
日本の選挙権制限には大きくいって２つの種類のものがあります。一つは、選挙犯罪などがあったときのもの、もう一つがすべての受刑者に対するものです。

選挙犯罪があったときの選挙権制限は、選挙犯罪に対する制裁として行われています。刑事裁判の中で、選挙権制限をするかどうかを個別に判断します。選挙のルールに違反した人たちには、その後一定期間選挙から退場してもらう。こういう仕組みによって、公正な選挙を実現しようとしています。

受刑者に対する選挙権制限は、これとはまったく違う制度です。窃盗でも覚醒剤でも、選挙とは関係のない犯罪で刑務所にいくと、必ず選挙権が制限されます。裁判所が個別に判断するということはありません。

そもそも、刑務所にいくか、それとも執行猶予がつくかは、罪の重さだけで決まるものではありません。その人が社会的にどれだけ恵まれているかが、深く関係しているからです。被害を弁償するお金のない人、迎えに来てくれる家族のいない人たちが、刑務所にはいます。

つまり、今の法律が引いている線は、２つの意味で選挙権とはまったく関係のない線です。選挙とは関係のない、窃盗や覚醒剤の事件で選挙権が制限されている。しかも、窃盗で被害を弁償できない人たち、覚醒剤を使った後に支えになる家族のいない人たちが選挙権を奪われているのです。

この、全ての受刑者に対する選挙権制限は、国際的な文脈では「一律かつ自動的な選挙権制限」と呼ばれています。多くの文明国、民主主義国では、一律かつ自動的な選挙権制限は許されないと考えられています。

例えば、ヨーロッパ人権裁判所はハースト判決の中で一律剥奪を条約違反と断じています。カナダの最高裁でも、２度に渡って憲法違反だという判決がされました。南アフリカ憲法裁判所でも同じです。韓国でも一律制限は違憲だと判断されています。

アメリカでは多くの州で選挙権制限を続けています。これは、合衆国憲法が明文で犯罪者に対する選挙権における異なる取り扱いを認めているからです。私たちの憲法の描く世界とはまったく違う状況だということを理解する必要があります。

私たちの国はどうでしょうか。この法廷が受刑者の選挙権制限が憲法に違反すると宣言することによって、私たちの裁判所は憲法に忠実だということを広く示すことができます。そして世界の文明国の仲間入りを果たすことができます。それだけではありません。かつて立憲主義を教えてくれたアメリカに、今度は私たちが、民主主義のあるべき姿を教えることができるかもしれません。

５　物理的に投票可能だ

さて、刑務所から投票をすることはできるのでしょうか。物理的な意味で不都合がないのか、という問題です。投票はできます。今でも、全国の拘置所や刑務所から投票をしている人たちがいます。裁判中の人たちや罰金の代わりに刑務所にいる人たちです。刑務所からの投票に支障がないことはすでに実証されています。だから憲法改正国民投票でもすべての受刑者が投票できることになっています。

刑務所から投票するには費用がかかるではないか、という疑問はどうでしょうか。もちろん一定の費用はかかるでしょう。それは民主主義の費用です。当然に国が、つまり私たちが負担すべきものです。費用がかかるから離島に暮らす人には投票をさせないというわけにはいかないのと同じことです。

６　一票の「中身」を、国が測ってはいけない

物理的に投票できるとして、その投票にはたして意味があるのか。「**受刑者の投票に中身があるのか**」という疑問はどうでしょうか。

まず、受刑者は社会から隔離されていて情報がないはずだというのは事実ではありません。彼らは新聞を読んでいます。本を読んだり、テレビを見たり、家族と手紙でやりとりしたり、人と話をしたりしています。

ただもっと問題なのは、一票に「中身」がなければならない、という考え方そのものです。

18歳の高校生の一票には中身がない、社会経験が乏しいからだ。と言われたらどうでしょうか。そういう理由で彼らの選挙権を取り上げていいのでしょうか。ずっと海外に暮らしている人の投票には価値がない。彼らは日本の実情をよく知らないからだ。と言えるでしょうか。そう言ってふたたび選挙権を奪うことが許されるでしょうか。病院に入院している人の投票はどうでしょうか。毎日忙しく働いて新聞

を読む暇すらない人はどうでしょうか。ずっと投票にいっていない人はどうでしょうか。あるいは、40年間ずっと自民党に投票し続けている人はどうでしょうか。彼らの、あるいはみなさんの投票の価値を測って、それに基づいて選挙権を制限することができるでしょうか。

できるはずがありません。中身を問わないことこそが、民主主義の根本だからです。

誰かが私たちの投票の中身を審査するとして、いったい誰がどういう基準で審査するのでしょうか。できるとすればその人は王様です。王様のいる社会で民主主義は機能しません。だから私たちは、はじめから審査などしないことに決めた。王様のいない国家を作ったのです。それが、民主主義の法理です。

この国の最高裁判所は、まさにこの考え方に立っています。
選挙権制限は原則として許されない、と繰り返し述べています。
それはこの国の民主主義を守るためです。１票に価値があるかないかを国家が判断できるはずがないからです。

最高裁判所は、選挙権制限は原則として許されないと述べた上で、選挙の公正を守るためにやむを得ない時にだけ選挙権制限が許されると言っています。受刑者が投票すると選挙の公正が害されるということはありえません。受刑者の投票を禁じることで選挙がより公正になっているということも全然ありません。受刑者に対する選挙権の制限は、選挙の公正とは全く無関係に行われています。選挙の公正を守るためにやむを得ないとは言えないことはもはや明らかです。

７　彼らが投票すると、何が起こるのか

受刑者が投票できるようになると、いったい何が起きるでしょうか。

受刑者はおよそ4万人です。この国の有権者は1億人を超えています。受刑者の有権者に対する割合は0.04％くらい。すべての受刑者が投票をしたからといって、明日から窃盗と覚醒剤が合法になるということはありません。

では、意味がないのでしょうか。そうではありません。私は、こういうことが起きると考えています。

選挙権が戻れば、まず、それを待ち望んでいた何人かが、喜んで一票を投じます。すると、同じ部屋の人、同じ工場で働く人が、「自分もやってみようか」と言い出

します。 投票するからには、誰に票を入れるかを決めなければいけません。 選挙公報を読み、政見放送を見て、候補者を調べはじめます。

そして、刑務所の中で、選挙の話が始まります。 「誰に入れたら、ここの処遇はましになるのか」 「再審法を変えると言っているのは、どの党だ」 もっと知りたくなった人が、家族に本の差し入れを頼みます。頼まれた家族は驚くかもしれません。あの子が、選挙に関心を持つなんて、と。そして、あの子が投票するなら私も、と思うかもしれません。刑務官も同じです。中の人があれほど熱心なら、自分の一票も粗末にできない、と考えるかもしれません。

私たちは投票を、「一人で投票所に行き、紙に名前を書く行為」と思いがちです。しかし選挙権の本体は、その手前の時間にあります。調べる時間。誰かと話す時間。そして自分がこの社会の一員だと感じる時間です。

いまの制度は、その時間をまるごと取り上げています。これは選挙結果の中の膨大な票の中の一票の問題ではありません。取り上げられているのは、彼らの社会との結びつき、そして人としての尊厳です。

彼らは、いずれ社会に帰ってくる人たちです。社会との関係が途切れたまま帰ってくるのと、つながったまま帰ってくるのと、どちらがよいでしょうか。社会のあり方に責任を自覚する市民として帰ってくるほうがずっとよいはずです。投票をしている人の方がそうでない人よりも再犯率が低いという社会学の研究もあります。

受刑者に選挙権のある社会は、彼らにとっても、そして私たちにとっても、今日よりもよい社会なのです。

８　誰が市民かを国が選んではならない

はじめに申し上げた言葉に戻ります。

彼らはもはやこの国の市民ではない

この訴訟で問われているのは、この考えを受け入れるかどうかです。罪を犯して刑務所に入るとき、その人はこの国の市民であることをやめなければいけないんでしょうか。刑事裁判官には、誰がこの国の市民で誰がそうではないかを選ぶ権限が与えられているのでしょうか。刑事裁判は、この国の市民かどうかを決める手続として機能しているでしょうか。全くそんなことはありません。

私たちは、それぞれ違う多くの人たちが集まって暮らすために国家を作りました。この国家とは、私たちが法律に従い、その法律を私たち自身が作るという約束のことです。この約束は、どんなことがあってもその決める側から排除しないという約束だったはずです。

万引きを繰り返すおばあさんを、自分と同じだとは思えない。薬をやめられない若者に、自分を重ねることは難しい。それが多くの人の正直な気持ちかもしれません。

それでも、同じ法律のもとで暮らす私たちが、同じ市民であり、同じ重さの一票を持っている。この一点が私たちの社会の根底に流れているからこそ、私たちの社会は公平だと、この国は民主的だと言うことができるのです。

９　裁判が国家を作る

裁判官の皆さま、たとえ刑務所にいても、八木橋さんはこの国の市民のままだと宣言してください。私たちには、誰がこの国の市民かを選ぶ権限はないのだということを認めてください。私たちの社会の根本には、民主主義の法理が横たわっていることを、私たちにもう一度思い出させてください。

裁判が私たちの社会をより良くするのだと、これからも私たちに信じさせてください。

ありがとうございました。